

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務七三）

○ 法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令（法務三八）

### 〔告 示〕

○ 原戸籍の一部が滅失した件（法務一五九）

○ 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同一六〇）

○ 技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務二五五）

○ 職業能力開発促進法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関の登録事項を変更した旨を公示する件（厚生労働三〇一）

○ 保安林の指定をする件（農林水産一二六〇、一二七四）

○ ガス事業法第四十六条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（経済産業一七三）

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（同一七四）

○ 消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（同一七五）

○ 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁七）

○ 道路に関する件（北陸地方整備局三七、三九）

○ 道路に関する件（中部地方整備局一〇二）

### 〔国会事項〕

カジノ管理委員会 法務省

### 〔皇室事項〕

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

令和二年度財務省共済組合の決算関係  
会社その他

## 省 令

### ○ 総務省令第七十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十八条の六第一項第八号及び第十七条第八号の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二日

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 （特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例） 第二十条 〔略〕</p> <p>4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七条第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十一條第二項第三号二に規定する投資に関する契約に該当するものとする。</p> <p>〔558 略〕</p>	<p>附則 （特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例） 第二十条 〔同上〕</p> <p>4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七条第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十二條第二項第三号二に規定する投資に関する契約に該当するものとする。</p> <p>〔558 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

### ○ 法務省令第三十八号

法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第四条第四項、第六条第三項、第八条第二項及び第九条第四項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和元年政令第七十八号）第三条第三項、第四条第三項、第九条第三項、第十条第五項及び第十六条の規定に基づき、法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二日

法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令  
法務大臣 上川 陽子

法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和二年法務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第六号中「代表者の資格を証明する書類」を「登記事項証明書（商業登記法第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。第四十四条第一項第五号において同じ。）その他の代表者の資格を証明する書類」に改める。

第四十四条第一項第五号中「代表者の資格を証明する書類」を「登記事項証明書その他の代表者の資格を証明する書類」に改める。  
別記第二号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第九号様式、別記第十号様式及び別記第十一号様式中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



告 示

○法務省告示第百五十九号

茨城県常陸太田市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

令和三年八月二日

茨城県常陸太田市木崎一町千九百九十八番地

○法務省告示第百六十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和三年八月二日

前橋地方法務局所属

大阪法務局所属

○外務省告示第百五十五号

令和元年十月四日にルアンダで、技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和三年七月六日に効力を生じた。

令和三年八月二日

技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の協定

日本国政府及びアンゴラ共和国政府は、

両国間に存在する友好関係を技術協力及び青年海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）の活動の促進により一層強化することを希望し、

それぞれの国の経済開発及び社会開発を促進することにより得られる相互の利益を考慮して、次のとおり協定した。

第一條

両政府は、両国間の技術協力及び青年海外協力隊の事業を促進するよう努める。

第二條

この協定に基づいて実施される個別の技術協力計画を規律する別個の取決めは、両政府の権限のある当局の間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、アンゴラ共和国政府の権限のある当局は外務省である。

第三條

1 次の形態による技術協力は、日本国の現行の法令及び前条に規定する取決めに従い、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、JICAの負担で行われる。

(a) 技術訓練をアンゴラ国民に提供すること。

(b) JICAからの専門家（以下「JICA専門家」という。）をアンゴラ共和国に派遣すること。

(c) 幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティア（以下「日本人シニア海外ボランティア」という。）をアンゴラ共和国に派遣すること。

(d) アンゴラ共和国の経済開発及び社会開発に係る計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「日本国の調査団」という。）をアンゴラ共和国に派遣すること。

(e) 設備、機械及び資材をアンゴラ共和国政府に供与すること。

(f) 両政府間の相互の同意によって決定されるその他の形態の技術協力をアンゴラ共和国政府に對して行うこと。

2 協力隊員は、両政府の権限のある当局の間で合意する別個の派遣計画により、日本国の現行の法令に従いJICAによりアンゴラ共和国に派遣される。また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材は、JICAにより使用に供される。

第四條

アンゴラ共和国政府は、前条に規定する日本国の技術協力及び青年海外協力隊の事業の結果としてアンゴラ国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がアンゴラ共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

第五條

1 JICAがJICA専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員を派遣する場合には、アンゴラ共和国政府は、この協定に適合するアンゴラ共和国の現行の法令に従って、次のことを行う。

(1)(a) JICA専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に對し、国外から送金される給与及び手当に對して又は当該給与及び手当に關連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金を免除すること。

(b) JICA専門家、日本人シニア海外ボランティアに對し、次のものの輸入に關し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i) 携帯荷物

(ii) 身用品、家財及び消費財

(iii) アンゴラ共和国に派遣されるJICA専門家一名につき一台、JICA専門家の一家族につき一台、日本人シニア海外ボランティア一名につき一台、日本人シニア海外ボランティアの一家族につき一台及び協力隊員一名につき一台の自動車

(c) アンゴラ共和国に自動車を入力しないJICA専門家及び日本人シニア海外ボランティア並びにこれらの者の家族並びに協力隊員に對し、当該JICA専門家及び日本人シニア海外ボランティア並びにこれらの者の家族並びに協力隊員が自動車を現地購入する場合には、JICA専門家一名につき一台、JICA専門家の一家族につき一台、日本人シニア海外ボランティア一名につき一台、日本人シニア海外ボランティアの一家族につき一台及び協力隊員一名につき一台の自動車に對して課される租税（付加価値税を含む。）及び課徴金を免除すること。

(d) JICA専門家及び日本人シニア海外ボランティア並びにこれらの者の家族並びに協力隊員に對し、(b)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(2)(a) JICA専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要な現地の要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びにJICA専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員に協力する相手方となる当該任務の遂行に必要なアンゴラ人の要員を自己の負担で提供すること。

(b) JICA専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要な現地の要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びにJICA専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員に協力する相手方となる当該任務の遂行に必要なアンゴラ人の要員を自己の負担で提供すること。